

管理運営業務共通仕様書

第 1 章 通 則

第 1 条 適用範囲

この管理運営業務共通仕様書（以下「共通仕様書」という。）は、管理運営業務に適用するものとする。

第 2 条 現場管理

指定管理者は、利用者及び通行者（以下共通仕様書において「利用者等」という。）の安全を図るため、次の各号に掲げる現場管理を行わなければならない。

- （１）指定管理者は、管理運営業務の実施に際しては、本施設内において、利用者等の見やすい場所に作業内容並びに指定管理者の名称、住所、電話番号、責任者氏名を記入した大型の標示板を設置すること。
- （２）環境の保全、安全、事故防止等に留意し、管理運営業務を実施すること。
- （３）管理運営業務の実施に影響を及ぼす事故又は第三者に損害を与える事故が発生したときは、遅滞なく市に報告すること。
- （４）現場が危険で一般の立入りを禁止する必要があるときは、市の承認を得て柵、標識等を設置すること。
- （５）管理運営業務の実施中は、現場に責任者を常駐させること。また、管理運営業務に法令に定められた有資格者が必要な場合は、当該者を常駐させること。
- （６）薬剤、石油類、電気等の危険物を使用する場合は、その保管及び取扱について特に注意を払い、取扱要領を事前に提出し、市の承認を得た上で、関係法令の定めるところにより安全に万全の対策を講ずること。
- （７）剪定、法面草刈等の高所作業時や足場の悪い場所での作業時は、作業員に必ず墜落制止用器具及びヘルメットを着用させ、事故の防止に努めること。

第 3 条 官公庁その他への手続

- （１）管理運営業務に必要な官公庁その他への手続は、遅滞なく行い、これに係る費用は、全て指定管理者の負担とする。
- （２）官公庁その他に対して交渉又は協議を行う場合又はこれらを受けた場合は、その旨を遅滞なく市に申し出て協議するものとする。

第 4 条 後片付け

- （１）指定管理者は、管理運営業務の実施の必要から交通の方法を変更し、又は制限した場合において、当該管理運営業務が完了したとき、又はその必要のなくなったときは、速やかに原状に復さなければならない。

- (2) 指定管理者は、管理運営業務の実施の必要から既設の施設等を撤去し、又は損傷したときは、管理運営業務の実施期間中にこれを原状に復さなければならない。
- (3) 指定管理者は、管理運営業務の実施に伴う踏荒し、刈草等の飛散地の清掃等一切の後片付けを管理運営業務として行わなければならない。
- (4) 前各号に掲げるもののほか、本施設内の美化、環境の保全等は、不断に、かつ、誠実に実施するものとする。

第5条 管理運営業務の種類及び遵守事項

(1) 清掃・巡視

- ア 本施設内に散乱するゴミ・集積ゴミ類、くず簗・吸い殻入内のゴミ、犬猫の糞、落ち葉等のゴミを収集・分別し、適切に処分を行うこと。
- イ 本施設内の植栽地内及び付帯施設（排水溝、集水桝、遊具等）の清掃を含むものとする。

(2) 除草

- ア 本施設内の抜取り除草後の草及びゴミを適切に処分すること。
- イ 除草は、人力で行うものとし、除草器具等を用いて完全に除根を行うこと。

(3) 草刈

- ア 本施設内の草刈後の草及びゴミを適切に処分すること。
- イ 草刈は、機械刈で行うものとし、現場状況により機械刈で実施できない場合は、手刈で行うものとする。

(4) 芝刈

- 本施設内の芝刈後の芝及びゴミを適切に処分すること。現場状況により機械刈で実施できない場合は、手刈で行うものとする。
- 芝生の生育を観察し、急激な刈り落としや茎仮をすることの無いよう、常に適正な刈高を保持すること。また、芝生端部は出来るだけ刈り揃えること

(5) 樹木剪定

- ア 本施設内にある樹木の生育状況を調査し、剪定の実施計画を立てること。
- イ 剪定は、利用者等の障害にならないように配慮し、後片付けは、速やかに行うこと。
- ウ 管理運営業務を履行する場合は、次ページの「剪定留意事項」及び次々ページの「公園樹剪定について」に基づき行うこと。
- エ 剪定後の枝葉及びゴミを適切に処分すること。

(6) その他

- ア 緑地の地被類（クラピア）については、草拔をはじめとした除草や刈込を行い、適切に保全すること。
- イ 夏期の雨が降らない日が連続して続く場合は、植栽（樹木、地被類など）の生育状況を鑑み、適宜、灌水作業を行うこと。
- ウ 植栽（樹木、地被類など）の生育状況を鑑み、必要により、植物に精通した者の意見を聞くなどし、追肥作業などを含め適切な生育に努めること。

剪 定 留 意 事 項

- (1) 剪定は、その時期により、次のように呼称し、区別する。
 - ア 夏期剪定・・・ 樹木全体を低く整枝することを基本とし、幹と根の強さ、枝葉の繁茂状態を考慮して剪定すること。
 - イ 冬期剪定・・・ 樹形を整え、枝の配枝系統を整理することを基本とし、若木は、伸長促進をし、老衰した樹木は、樹高と樹冠の大きさを抑制整姿するよう剪定すること。
- (2) 南側等樹勢の強い枝は、「強く剪定」を行い、北側等樹勢の弱い枝は「手控え」、枝の均整をとり剪定すること。
- (3) 枯れ枝・平行枝・徒長枝等、樹木の生育上好ましくないものを、樹木本来の樹形、枝張りのバランス等を考慮して剪定を行うものとし、主として剪定すべき枝は、次のとおりである。
 - ア 枯れ枝
 - イ 成長の止まった弱小の枝・・・「弱小枝」
 - ウ 著しく病害虫におかされている枝・・・「病害虫枝」
 - エ 通風・採光・架線・人や車の通行等の障害となる枝・・・「障害枝」
 - オ 折損等によって危険を来すおそれのある枝・・・「危険枝」
 - カ 樹冠・樹形及び生育上、不要な枝（やご・幹ぶき・徒長枝等）・・・「不要枝」
- (4) 枯れ枝・弱小枝・病害虫枝及び不要枝は、その枝のつけ根から切除処理すること。
- (5) 過度の剪定にならないよう特に注意し、樹勢を均一にし、枝葉の密度を一様にする。
- (6) 枝葉の疎放な部分には、必要に応じて枝葉の疎密をなくすよう、枝の誘引を行うこととし、枝の結束等には、シュロ縄を用い行うこと。
- (7) 枯れ枝及び徒長枝切除や枝の整枝等を行った後、一定の幅を定めて両側を刈り込み、天端をそろえること。なお、街路の植樹帯については、隣接の樹木と均衡がとれるように、高さをそろえること。
- (8) 植込み地内に入って作業を行う場合は、踏込み部分の枝葉を損傷しないように注意し、作業終了後は、枝がえしを行うこと。
- (9) 刈り取った枝葉は、すみやかに搬出処分する。特に、剪定した枝葉が樹冠内に残らないように処分するとともに、周辺地もきれいに清掃処理すること。
- (10) 樹種及び地域性によっては、剪定方法が異なるので、留意すること。
- (11) 低木類の剪定については、次の事項に留意し、施行すること。
 - ア 各樹種の生育状況に応じ、刈込み原型を十分考慮しつつ刈り込むこと。
 - イ 樹種により萌芽力が相違するため、剪定の強度については、留意すること。

公 園 樹 剪 定 に つ い て

公園樹の剪定基本方針

樹木個々の特徴（樹形）を生かし、自然形で育てることを基本とし、採光及び通風を良くし、樹木の生育を妨げないよう適度な剪定を行うものとする。

夏期剪定の目的

採光及び通風を良くし、台風等による倒木を防ぐとともに込みすぎた枝を間引き、病虫害から守ることを目的とした枝すかし剪定を行うものとする。

夏期剪定の対象となる樹木の見方

- 1 家屋・照明灯及び電柱からの引込み線に当たっている障害枝
- 2 枝・葉の繁茂により、本施設が暗く、道路から見えないなど防犯上の支障となる樹木
- 3 枝・葉の繁茂により、台風による倒木防止のための樹木
- 4 枝・葉の繁茂により、病虫害の発生防止のための樹木
- 5 公園利用に支障となる（傘をさして当たる高さ）樹木及び道路側にはみ出して支障となる樹木

冬期剪定の目的

夏期に強い剪定を行わなかった樹木を冬期（休眠期）に強い剪定を行い、樹形を整え、樹木の若返りを図ることを目的とした切詰め剪定を行うものとする。

冬期剪定の対象となる樹木の見方

- 1 夏期剪定の1と同じ障害枝
- 2 苦情によるもの（落ち葉等）

花木剪定

花や実の結実を良くするために実施することを目的とするため、花木それぞれの剪定時期を適切に、かつ、速やかに実施する。